

実践教育訓練給付金制度とは？

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、**本人が修了までに支払った学費の40%（上限32万円）**が給付されます。

● 受給を受けることができる方

初回受給の場合

受講開始日までに通算して**2年以上の雇用保険の被保険者期間**を有している方

2回目の受給の場合

前回の受給から**10年以上雇用保険被保険者期間**を有している方

● 給付金申請の手続き（ハローワーク）

受講開始日の1ヶ月前までに終わらしておく

訓練前キャリアコンサルティングの実施

ジョブカード交付

受給資格確認票等の提出

6ヶ月ごとに支給申請

専門実践教育訓練給付

専門実践教育訓練給付金受給資格のある方

離職後1年以内に受講開始の方

45歳未満の離職者の方

教育訓練支援給付金受給

入学～卒業までの総支出額**約290万円**のうち

給付額（TDHの場合）

約133万円

離職前の基本手当の**約50%**を**在学期間**給付

受給例（離職前給与が20万円の場合）

基本手当
16万円

給付金

8万円/月額

返
還
不
要

※あくまでも一例であり、受給条件は人により異なりますので、ハローワークにてご確認ください。

ハローワークから**給付**

● 3年間の給付（TDHの場合）

1年次
32万円

2年次
約28万円

3年次
約29万円

卒業後国家試験に合格し、1年以内に就職追加給付**約44万円**